

平成29年度横田基地対策に関する要請（重点要望事項）

2 騒音防止対策を推進すること

- (1) 日米合同委員会合意の合意事項の厳守及び以下の項目の早急な対策
 - (ア) 22時から6時までの飛行差控えの徹底及び夜間・早朝における制限時間拡大。
 - (エ) 基地周辺市街地上空での低空飛行及び旋回飛行を行わないこと。
- (2) 住宅防音工事等周辺対策の充実・強化及び以下の項目の実施
 - (イ) 区域指定告示以降の新築住宅の全てについて、防音工事の助成対象とすること。
また、従来と異なる地域から飛行高度等の苦情が増加するとともに、地点によっては、最近再び騒音の増加傾向がみられる実態を踏まえ、防音工事対象区域の拡充を図ること。
 - (ウ) 防音工事対象区域の指定値を住居系地域の環境基準に合わせ、L d e n 5 7 デシベルに改正すること。

3 基地運用の安全対策を徹底し、航空機事故を防止すること

（安全性が確認されるまでの運用停止、再発防止の徹底、迅速かつ的確な情報提供）

5 オスプレイについて迅速かつ正確な情報提供等を行うこと

- (1) CV-22オスプレイの配備について、配備は延期となったが、十分な説明責任を果たすとともに、安全対策の徹底と環境への配慮等を米国に働きかけること。
- (2) MV-22オスプレイの飛来について、国の責任において迅速かつ正確な情報提供及びホームページ等による公表に努めるとともに、米国に対して安全対策の徹底と環境への配慮等を働きかけること。
- (3) オスプレイについては、低周波音による健康影響等を懸念する声があることから、国が実施している低周波音に関する調査検討を踏まえ、必要な対策を講ずること。

7 地元自治体へ適切に情報を提供すること

（人員降下訓練、事件・事故に関する情報等）

8 基地交付金、調整交付金及び基地周辺対策予算等の充実を図ること

- (2) 基地周辺対策予算について
 - (ア) 障害防止事業及び民生安定助成事業について、地元自治体の意向を尊重し、採択基準等の見直し等を行うとともに補助率の引き上げを行うこと。
 - (オ) 特定防衛施設周辺整備調整交付金については、適用基準の緩和を図り、基地の運用実態を十分踏まえて、交付金の着実な増額を行うとともに、交付金の内示は年度当初に一括で行うこと。やむをえず2期に分ける場合は内示の早期化を図ること。
- (3) 再編交付金の交付終了に伴う財政措置について
交付期間は平成28年度までで終了したが、交付期間終了後も基地周辺住民に与える影響は変わらないことから、これに代わる財政措置を講ずること。

9 航空機に関する環境調査を実施すること

- (4) 航空機の飛行高度について、日米合同委員会の合意事項の遵守状況を確認するための調査を実施すること。